二　国の政策における機構の位置付け及び役割	二　財務諸表の要約
三　中期目標の概要	三　財務情報
［号細を削る。］	イ　財務諸表に記載された事項の概要
［号細を削る。］	ロ　重要な施設等の整備等の状況
［号細を削る。］	ハ　予算及び決算の概要
［号細を削る。］	ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	四　事業に関する説明
［号細を削る。］	イ　財源の内訳
［号細を削る。］	ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
五　中期計画及び年度計画の概要	［号を加える。］
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉	［号を加える。］
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	［号を加える。］
八　業績の適正な評価に資する情報	［号を加える。］
九　業務の成果及び当該業務に要した資源	［号を加える。］
十　予算及び決算の概要	［号を加える。］
十一　財務諸表の要約	［号を加える。］
十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明	［号を加える。］
十三　内部統制の運用状況	［号を加える。］
十四　機構に関する基礎的な情報	［号を加える。］
［項を削る。］	3　事業報告書には、通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条及び第十六条の二
二　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令第十条及び第十条の二
三　独立行政法人大学入試センターに関する省令第十条及び第十条の二
四　独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令第十条及び第十条の二
五　独立行政法人国立女性教育会館に関する省令第十条及び第十条の二
六　独立行政法人国立科学博物館に関する省令第十条及び第十条の二
七　国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令第十条及び第十条の二
八　国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令第十条及び第十条の二
九　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令第六条及び第六条の二
十　独立行政法人国立美術館に関する省令第十条及び第十条の二
十一　独立行政法人国立文化財機構に関する省令第十条及び第十条の二
十二　独立行政法人教職員支援機構に関する省令第十条及び第十条の二